

# 本気です！

## 「愛西市議会基本条例」

### 全会一致で決まりました。

議会の活性化のため、平成22年7月に設置された議会活性化協議会において、いろいろな課題を話し合い、28年2月末までに議会にとって重要な事を決定してきました(次ページ参照)。

ここまでの取り組みを基に、議会運営の基本的なルール「議会基本条例」が作れるのではないのか、という意見の中、先進事例と愛西市議会の現状とを照らし合わせながら、毎月協議を重ねてきました。29年3月末に素案ができたあと、市民の意見、市民の皆さんから意見募集を行い、再度、協議会で話し合ったあとに原案ができ上がり、議会運営委員会において最終的な条例案をまとめ、議会で決定しました。

### 基本条例をなぜつくったか

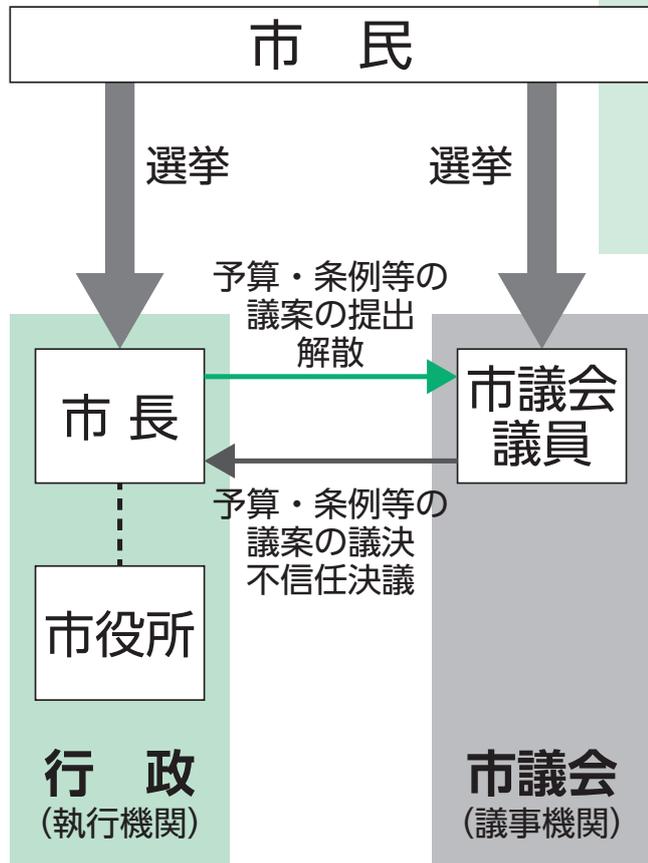
●最高規範を定める  
議会の運営について基本的なことを定めたものです。

後この条例に基づき議会運営をしていきます。

●二元代表制を明確に  
住民が直接選挙で首長と議員を別々に選ぶ制度です。

これまで明文化されていなかった市行政へのチェック・立案・立法の役割を定め、議会運営や議員としての活動の仕方を市民の皆さんに宣言しました。

この条例は議会にとっての最高規範であり、今後の最高規範であり、今



▲二元代表制のしくみ

- Q 必要な理由は何？
- A 市長の役割と議会の役割は違います。その役割を果たすことにより、市民の声が平等に反映されるようにしていきます。
- Q 目的は何？
- A 大きな目的は、議会での議論などを盛んにすることにより、市民の福祉の向上、まちづくりにつなげていくことです。
- Q 大切にしていることは？
- A 市民の意思を代弁し、まとめていくのが議会です。公平かつ議会の情報を積極的に市民の皆さんに知らせながら、二元代表制の基本を守っていきます。